

# 平成 30 年 4 月から 奈良県国民健康保険団体連合会内に 「国保事務支援センター」 を 設 置 し ま し た

## I. 「国保事務支援センター」の設置趣旨

国民健康保険の運営安定化を目的として、国民健康保険法が改正され、平成 30 年度から、県と市町村がともに国保運営を担い、県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされました。

これに合わせ、奈良県では、県と国民健康保険団体連合会が連携して、県内市町村の事務の共同化・標準化を推進し、現在市町村が行っている事務の効率化につなげるとともに、県域で実施することでより効果的・効率的となる医療費適正化・保健事業の取組を進めていくこととしました。

その取組を推進する組織体制として、奈良県国民健康保険団体連合会内に「国保事務支援センター」を新たに設置しました。

## II. 「国保事務支援センター」が実施する主な取組み

### ○広報チラシの送付

口座振替の勧奨、医療費適正化の促進及び後発医薬品の活用促進等、県内共通の事項に関する広報チラシを一括して作成し、県内全域を対象として被保険者の方の世帯に送付します。

### ○医療費通知の送付

県内全域を対象として、受診した医療機関等や医療費の額などを記載した「医療費通知」をおよそ 2 か月ごとに定期的に作成し、被保険者の方に送付します。

### ○後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の送付

県内全域を対象として、先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合における自己負担の削減額の目安がわかる「後発医薬品差額通知」をおよそ 3 か月ごとに定期的に作成し、被保険者の方に送付します。

### ○特定健康診査の実施率向上

県内全域を対象として、特定健診の受診結果及び過去の特定健診受診歴等から、特定健診の受診勧奨が必要と認められる方を対象に、再勧奨通知を作成し送付します。

### ○糖尿病等の治療勧奨

県内全域を対象として、特定健診の受診結果から、所定の条件に該当する重症で未治療の高血圧、糖尿病（高血糖）、脂質異常症、慢性腎臓病の方を対象に、治療勧奨カードを作成し送付します。

### ○保険料（税）収納コールセンターの開設・運営

保険料（税）の収納率向上を図るため、納付を忘れておられる方に対して、電話により早期の納付呼び掛けを行います。

など

その他、市町村への支援として、以下の取組を実施していきます。

### ○特定保健指導の支援

市町村の保健指導実践者（保健師・栄養士等）に対し、生活習慣病の保健指導の向上を図るスキルアップ研修を実施します。

### ○糖尿病性腎症重症化予防対策

腎不全、人工透析への移行防止及び心筋梗塞、脳梗塞の発症予防を目的として、糖尿病が重症化するリスクの高い方に対して市町村が実施する受診勧奨、保健指導等の支援を行います。

### ○データヘルス計画の策定・実行の支援

データヘルス計画未策定の市町村に対し、計画策定に当たっての技術的な助言等を行います。また、計画策定済みの市町村に対し、計画に基づき実施する保健事業の評価を市町村が適切に行えるよう、健診データやレセプトデータの分析等に基づき助言をするなどの支援を行います。

### ○保険料（税）徴収アドバイザーの派遣、収納対策研修

保険料（税）収納率の向上を図るため、アドバイザーの派遣や研修会を開催します。

など